

事務連絡
令和5年2月8日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
介護保険施設 施設長 様

鳥羽市役所健康福祉課
課長 榎 高広
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了について（通知）

平素は、当市介護福祉行政にご協力賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省からの事務連絡（令和4年10月14日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）が発出され、臨時的な取扱いについて、原則、**令和5年3月31日までに有効期間満了を迎える方までの適用**となりました。

つきましては、令和5年3月31日をもって「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間の合算について（令和2年3月27日事務連絡、令和2年4月23日事務連絡[追加]）」の取扱いを終了し、下記のとおりとします。

記

1. 更新申請の取扱い

令和5年4月1日以降に有効期間満了を迎える方は、原則として通常通りの認定調査を実施します。

なお、実施困難な場合は、別途ご相談ください。

2. 注意事項

この取扱いは、今後、国からの通知等により、変更となることがあります。

健康福祉課長寿介護係
TEL 0599-25-1186
FAX 0599-25-1154